

入札参加停止措置（談合・贈賄・独占禁止法違反）の厳格化について

公共工事において談合や贈賄を行った工事関係者等が逮捕されるなど、公共工事の入札に対する重大な違法行為である談合等が立て続けに起こっていることを受け、今般、談合等の不正行為防止に向けて、下記のとおり入札参加停止の強化を図ることとし、大阪府入札参加停止要綱を見直すこととしましたので、お知らせします。

記

1. 入札参加停止期間の見直し

① 談合・贈賄

	改正前		改正後
府発注	2年	➡	役員等 3年
府内の公共機関	1年		使用人 2年
府外の公共機関	6月		役員等 3年
			使用人 2年
			役員等 1年
			使用人 6月

② 独占禁止法違反（告発又は逮捕）

	改正前		改正後
府発注	2年	➡	3年
府内の公共機関	1年		3年
府外の公共機関	6月		1年
府内の民間企業	6月		1年
府外の民間企業	3月		1年

③ 独占禁止法違反（課徴金納付命令等）

	改正前		改正後
府発注	1年	➡	1年6月
府内の公共機関	6月		1年6月
府外の公共機関	3月		6月
府内の民間企業	6月		6月
府外の民間企業	3月		6月

2. 改正日

令和2年1月1日

※改正後の大阪府入札参加停止要綱は[こちら](#)

以 上

【問い合わせ先】

大阪府総務部契約局

総務委託物品課 資格審査グループ

電話 06-6944-6429